3 新しい温泉使用料の適用時期と納付時期について

年 月	令和8年2月	3月	4月	5月	6月	7月
料金	現行の料金		改定後の料金			
市営温泉納付時期	2月分	3月分		4~5月分		6~7月分
	当月20日	当月20日		月末		月末
上中温泉 納付時期	1月分	2月分	3月分		4~5月分	
	翌月20日	翌月20日	翌月20日		 月末	

那須塩原市では、これまで、検針と使用料の納入を1か月毎に行ってきましたが、温泉使 用料請求事務の経費抑制のため、今回の使用料の改定にあわせて、令和8年4月から2か 月分まとめて請求を行います。